

まず、質問に入ります前に、一言、環境問題に絡みまして、後志の京極における硫酸ピッチは、道の早い対応によりまして、昨日、ほぼ撤去作業が終わったと聞いております。本当にありがとうございます。

そして、あわせて、18号台風では、知事もすぐに現地に入っていただきまして対応していただきました。その早い対応について、先般も地元の間がこちらの方に要望に参りまして大変感謝をしておりましたけれども、先般の27日の低気圧におきまして神恵内の川白の漁港において船舶が大分また傷んだというような状況で、ぜひ早い復旧をお願いしたいと思えます。それでは、通告に従いまして、順次質問をいたします。

## 一 地球温暖化防止について

はじめに、環境問題に関し、気候変動に関する国際連合枠組条約、いわゆる京都議定書による地球温暖化防止についてお伺いを致します。京都会議を契機として、これまで道議会に於いても様々な議論がされてきており、地球規模で起こる事象については周知のこととなっており、球温暖化に関する世界的影響は海面の上昇が2100年までに9～88cmの上昇する予測や、食料需給のバランスが崩れ価格の上昇、既に危険にさらされている一部の種の絶滅など生態系への影響、熱波の増加により死亡や疾病の増加などの健康への影響、多くの開発途上国で経済損失と貧富の差の拡大等経済への影響など挙げられております。

日本に於いても今後100年間の気温上昇が、南日本で4℃、北日本で5℃と予測されており、オホーツク海の海水面積の減少や、動植物の生息域の移動等温暖化による自然環境等への影響が既に現れつつあるとしており、さらに、今後温暖化の進行により、水資源、農林水産業、生態系、沿岸域、エネルギー、健康等の広範な分野にわたりさまざまな影響が生じることが予測されております。

地球温暖化は、既に現実の問題となっており、世界各国で洪水、干ばつ、熱波、ハリケーンなどの異常気象、今年夏の日本は記録的な猛暑に見まわれ東京では観測史上最高の39.5℃を記録、また日本を襲った台風の数も記録的に多く台風18号は北海道全域に影響を及ぼすなど、台風被害は多くの人命を奪うなど激甚な被害をもたらし、又、温暖化の傾向は、海水温を高め、海草の生育を妨げ水性動物の成長にも悪影響をおよぼしている。

地球温暖化は長期間の傾向として認識される現象であることから、これらの異常気象が地球温暖化によるものかは容易に判断できませんが、今後地球温暖化が進行すれば、異常気象が頻発しその規模も大きくなることが予測されております、こうした観点から。

## (1) 温室効果ガス排出量の現況などについて

まず、はじめに現状について伺います。

北海道は自然豊で我が国における森林面積の1/4を有し、二酸化炭素吸収量に大きく貢献しており、こうした環境をしっかりと後世に送り届け、かけがいのない地球を守ることは私どもの使命と考えます。

1997年京都会議に於いて締約国において削減数値が決められ、2008年から2012年の間に1990年比で我国は6%の削減を目標とし国際的な約束を交わし今日まで7年が経過し北海道に於いても「北海道地球温暖化防止計画」で2010年度には9.2%の削減目標としていますが、温室効果ガス排出量は増加していると言うことであります、我が国及び道における増加量とその要因について知らせ下さい。

答 弁 者 新田 彰 環境生活部長

### (温室効果ガス排出量の現況などについて)

全国における温室効果ガスの排出量は、2002年度で13億3,100万トンとなっており、基準年である1990年の12億3,700万トンと比較して7.6%増加している。また、本道では、2000年度で8,120万トンとなっており、1990年度の7,180万トンと比較して13.1%増加している。その要因としては、国、道ともに、家庭やオフィスなど民生部門や自動車、船舶など運輸部門からの排出量の増加によるものと考えられる。

## (2) 法に基づく地方公共団体や事業者の取り組みについて

次に、我が国は、平成14年6月京都議定書を締結、平成16年8月現在、123カ国と欧州共同体が批准、京都議定書は、締結した先進国の1990年の合計の二酸化炭素排出量が、先進国全体の排出量の55%を超えた場合に発行すると規定されており、平成16年11月4日、ロシアのプーチン大統領が京都議定書批准法に署名し、11月18日国連に寄託、90日後の2005年2月16日に京都議定書批准法が発効することになり、温暖化防止に向けさらなる進展が図られるものとするが。

地球温暖化対策の推進に関する法律は、国、地方公共団体、事業者、国民、の責務が規定されそれに基づき地方公共団体の事務及び事業に関する実行計画の策定、事業者には事業活動に関する計画等を求めており、これにより道では「道の事務・事業に関する実行計画」を策定しておりますが、道の取組はどのようになっているか、事業者とはどのような範囲でどのような義務が生じるのか、又、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく北海道における市町村等の実行計画策定状況は道内212市町村ある中で、45市町村と組合等

で削減目標を掲げておりますがきわめて少なく、まだまだ道内全域に浸透して  
いないように感じますが道としてはどのように考えるかお聞かせ下さい。

また、京都議定書の発効により今後国が講じる各種対策により、道として道  
民生活にどのような影響が出てくるものと考えているのか併せてお聞かせ願  
います。

答 弁 者 新田 彰 環境生活部長

(地方公共団体や事業者等の取組について)

道では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき「事務・事業に関  
する実行計画」を平成12年6月に策定しており、この計画では、平成16年度  
における温室効果ガスの排出量を10年度に比べ5%削減することを目標として、  
現在、環境管理システムの導入などにより取組を進めている。

平成15年度においては、ガソリン使用量やごみ排出量の削減など5項目に  
ついて目標を達成しているが、電気使用量やコピー用紙使用量など3項目につ  
いては未達成. となっており、引き続き目標達成に向けて努力して参りたい。  
また、市町村等においても、道と同様に実行計画を策定することとされており、  
地球温暖化防止対策を進める上では、地域から取組を拡大することが重要であ  
ることから、道としては、今後とも、様々な機会を活用し、市町村等における  
実行計画の策定の促進を図ってまいる考え。また、事業者については、現行法  
では事業活動に関する温室効果ガスの排出抑制のための措置に関する計画の策  
定と公表に努めることとされているが、現在、国においては、温室効果ガスを  
一定量以上排出する事業者に対して、温室効果ガスの排出量の算定と国への報  
告等を義務づけることを検討中であると承知。

(次に、道民生活への影響について)

京都議定書発効後は、道民や事業者に対し、これまで以上に温室効果ガスの  
排出削減に向けた取組が求められると考えられることから、道としては、市町  
村や関・係機関等と連携してその円滑な推進に向け積極的に対応してまいる所  
存。

### (3) 道における温暖化対策の点検・評価について

次に、地球温暖化対策推進大綱では、京都議定書の6%削減約束を確実に達  
成するため、第一ステップを2002年から本年度2004年までの3年間、  
第二ステップを2005年から2007年までの3年間、第三ステップを20  
08年から2012年までの第一約束期間とするステップバイステップのアプ  
ローチが採用され、本年は大綱の第二ステップに向けた評価・見直しを行う年

であり、当然道としても、こうした動きに合わせ作業されていると思いますが、どのようにされているのかお聞かせ願います。

答 弁 者 新田 彰 環境生活部長

(道における温暖化対策の点検・評価について)

道の地球温暖化防止計画については、国の地球温暖化対策推進大綱、見直し

の動きを受け、現在、言十画の点検実施に向けその準備を進めているところ。来年度は、計画目標年次の2010年までの中間年であり、また、3年毎に実施している「温室効果ガス排出量実態調査」の実施年となることから、最新の排出実態と言十画策定後における排出量の推移等を明らかにするとともに、その結果に基づき、施策の進捗状況等について点検、評価を行うこととしている。

(4) 道の計画見直しと新エネルギー・省エネルギーの率先導入について

次に、平成15年度の経団連環境自主行動計画フォローアップ結果を見ますと各業種のトータルでは1990年の排出量を1.9%ほど下回っているが業種により大きなばらつきがあり改善の余地は残されていると思われるが民生部門や運輸部門の伸びが想定され排出量は増大傾向にあり、資源エネルギー庁においては2030年のエネルギー受給展望の中間とりまとめでは、2010年のCO<sub>2</sub>排出量の目標達成は現行対策だけでは困難としており、バイオマス、太陽熱、太陽発電の新エネルギー追加対策、産業界による民生・運輸部門の排出抑制、需要家のエネルギー管理の環境整備など省エネルギー追加対策、原子力設備利用率の向上、火力発電の熱効率向上等、京都メカニズムの活用などの電力分野のCO<sub>2</sub>排出改善、また国民一人一人がよく理解でき分かりやすく、身近に提示することが必要としており、目標達成には7から8%程度の追加策が必要としており、道においては、北海道地球温暖化防止計画により2010年までに9.2%の削減目標としており、当然計画の見直しをすべきと考えますがいかがお考えになるかお聞かせください、又、新エネルギーや省エネルギーの、公共分野への導入や率先的な取り組みも必要と考えますが併せてお聞きいたします。

答 弁 者 高橋 はるみ 知事

(北海道地球温暖化防止計画の見直しなどについて)

道としては、計画の目標達成に向け、さらに実効ある対策が必要と考えており、国の動向などを勘案しながら、計画の点検・評価を行い、新たな施策の導入などその見直しを行って参る所存。

また、エネルギー対策については、これまでも、計画の重点施策と位置付け、省エネルギーの推進や新エネルギーの導入促進などの施策を展開しているところであり、今後においても、温暖化対策技術を率先して導入するとともに、その普及促進などについて、一層積極的に進めて参る考え。

#### (5) 新エネルギーの開発・導入について

次に新エネルギー開発と進捗について伺います。

「北海道地球温暖化防止計画」の5つの重点施策の一つには、省エネルギー・新エネルギー対策があげられておりますが、経済活動や道民生活において、出来る限り効用を変えない範囲での最大限の「省エネルギー」の実施はもとより、基本的には二酸化炭素を発生させない、環境負荷の少ない優れた環境特性を有する「新エネルギー」の開発・導入が必要であることは言うまでもありません。現在、北海道においては、泊原子力発電所3号機の建設が進められており、地球温暖化問題が顕在化する中で、二酸化炭素排出抑制の観点からも、環境負荷を抑えるという重要な役割を担うものであると考えます。

一方、新エネルギーの開発・導入という分野に目を向けてみますと、風力発電の新設や、燃料電池、さらにはDMEなど実用化に向けて研究開発中のもの、バイオガスプラントなど実用化され普及を目指すものなどが有り、新たな設備や、技術の研究開発が進められているのであります。

道が平成14年に策定した「北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画」では、2010年度の新エネルギーの導入目標を、1998年度実績より原油換算で78万7千キロリットル多い、187万2千キロリットルを目標としておりますが、計画通りに達成できるのか、その見通しと課題を伺いますとともに、地球温暖化防止の観点からどのように位置づけしているのかお聞かせ願います。

答 弁 者 小林 董和 経済部長

(新エネルギーの開発・導入などについてであります)

「省エネ・新エネ促進行動計画」においては、本道におけるエネルギー需給構造の実態や国のエネルギー政策を踏まえるとともに、京都議定書の合意を参考にしながら、エネルギー使用が地球環境に与える影響をできるだけ抑えていくことを基本に、2010年度のエネルギー起源の二酸化炭素排出量を1990年度と同じ水準になるよう、省エネルギーと新エネルギー導入の目標値を設定しているところ。風力や太陽光、バイオマスなどの新エネルギーは、その導入が期待されておりますが、導入コストが割高であること、出力が不安定であること、あるいは、さらに研究開発を要するものがあるなど、さまざまな課題があると認識。

道としては、これら目標の進捗状況について、現在、点検を行っておりますが、その結果も踏まえ、今後とも、省エネルギー、新エネルギーの開発・導入に努めてまいりたいと考えているところ。

#### (6) 省エネ法の改正について

次に、近年頻繁に改正され、来年度もさらに改正が行われようとしている「エネルギーの使用の合理化に関する法律」、いわゆる省エネ法では、全ての業種に拡張し、対策が強化されてきております。

北海道における指定工場数は、本年11月現在で、  
熱使用の第一種で116件、第二種で90件  
電気使用の第一種で107件、第二種で142件

の延べ455件の318事業所となっており、エネルギー使用の合理化、すなわち省エネに向けた努力義務を負うことになっております。

そこで伺いますが、これら省エネ法に基づく、指定工場における省エネによるCO2削減効果について、どのように認識しているのか、又、国に於いて新たな改正が進められていると聞いておりますが、どのような内容になるのかそれによりどのような影響があるのかお聞かせください。

答 弁 小林 董和 経済部長

(省エネ法の改正についてであります)

現在、一定の燃料、又は電気の使用量を超える工場、オフィスビル、デパート、病院などでは、エネルギー管理士の選任やエネルギー使用量などの国への定期報告が義務づけられているところ。

この結果、エネルギー起源の二酸化炭素排出量の削減・抑制に寄与しているものと承知しているところ。

国において、現在検討されている省エネ法の抜本改正の方向では、省エネ対策の義務を負う事業所を拡大するとともに、家電販売事業者等に対する省エネ機器の普及に向けた表示の制度化や運送事業者等に対する省エネ計画の策定などの義務づけ、電力、ガス会社に対する省エネ促進事業の実施の義務づけなどを行い、エネルギー起源の二酸化炭素排出量により一層の低減を期すものと承知。

## (7) 吸収源としての森林整備について

次に、吸収源としての森林の整備についてお伺いいたします。

森林は水源かん養機能や土砂流出防止機能、大気保全機能などすぐれた公益的機能を有しており、北海道の森林の価値は総額で年間約1兆1千億円と試算もされており、森林による北海道の二酸化炭素吸収量は約3百35万トンと分野ごとの温室効果ガスの削減目標数値の合計とほぼ同じであり、大変重要な機能を有していると考えます。

しかしながら、冒頭申し上げましたが、今日の異常気象は地球温暖化による影響と否めず、頻発する台風によりその機能は少なからず影響を受けたものと考えられます。

また、二酸化炭素の吸収源であり公益的機能を有する森林への期待は今後益々高まると考えられ、全国一の森林面積を有する北海道として、森林の整備に積極的に取り組んでいく必要があると考えますが、お考えをお聞かせください。

答 弁 者 高橋 はるみ 知事

(二酸化炭素の吸収源としての森林の整備についてであります)

森林は、光合成を通じて、二酸化炭素の吸収源としての役割を果たしていることから、京都議定書においても、我が国の消滅目標量の過半を森林によって吸収するとされているところ。

本道は全国の約4分の1の森林面積を有しておりますので、着実な森林の整備によって、我が国の温暖化対策に大きく貢献する必要があると考えているところ。

このため、道としては、たび重なる台風により風倒などの被害を受けた森林について、早期の復旧を図るとともに、公共事業や道単独事業などにより、原野などへの造林や、人工林の間伐などを進め、二酸化炭素の吸収と固定の能力が十分に発揮されるよう、積極的に森林の整備に取り組んで参る考え。

## (8) 道におけるフロン回収等の現況について

次にフロンガスの処理について伺いますが、全国的に見てもフロンの回収率が悪く、昨年度回収されたフロンガスは3割以下で大半は大気中に放出され、昨年度破棄されたクーラー、冷蔵庫の業務用機器には6800トン使われていたと推定され回収は1900トンであり、しっかりとした回収がされていないとしています。フロンガスの地球温暖化係数はCO<sub>2</sub>の数千倍にもなり、オゾン層破壊の大きな原因と成っております、フロン回収破壊法などで回収が義務付けられておりますが、北海道の現状はどのようになっているのかお聞きいたします。

答 弁 者 新田 彰 環境生活部長

(北海道におけるフロンガスの回収の現状について)

回収が義務付けられているフロン類については、大きく、家庭用のエアコンや冷蔵庫、業務用の冷凍・冷蔵機器や空調機器、そしてカーエアコンに使用されるものの3つに分類されますが、その内、家庭用のエアコンと冷蔵庫については、家電リサイクル法に基づきその回収が制度として確立されているところであり、平成15年度の回収量は、約14トンと、14年度に比べ約24パーセントの増となっている。

また、カーエアコンについては、平成15年度の回収量が、約29トンであり、来年1月からは自動車リサイクル法に基づきさらに回収が徹底されることになる。

一方、業務用の冷凍空調機器などについては、フロン回収破壊法に基づき回収され、平成15年度の回収量は約51トンで、14年度に比べ8パーセントの減となっており、ご指摘のとおり、必ずしも回収が徹底されていないものと考えている。

このようなことから、国においては、その徹底について、制度の見直しも視野に入れ検討を進めているところであり、道としても、国の検討状況を見極めながら関係業界団体にも働きかけるなどしてフロン類の回収の徹底に取り組んでまいりたい。

(9) 環境政策に関する総合的な条例の制定について

次に地球環境に関わる現象は1990年を基準としても著しく変わってきており、その間、環境、公害、水質、廃棄物など人間社会のあらゆる活動に起因する課題などから様々な法律が制定され時には改正され今日に至っており、非常に複雑になってきており、人々に理解しにくくなってきていると考えます、こうした背景から石川県や兵庫県では、分野ごとに定められている条例を総合的にわかりやすくし、環境総合計画を策定するなどの取組を行っている、自然豊かな北海道に於いては特にこうした条例を制定することが必要と考えますが知事の見解をお聞かせ願います。

答 弁 者 高橋 はるみ 知事

(環境政策に関する総合的な条例の制定について)

本道においては、平成8年10月に環境重視型社会の構築を目指して「北海道環境基本条例」を制定するとともに、平成10年3月には「北海道環境基本計画」を策定し、総合的に環境施策を推進してきているところ。

一方、近年の環境問題を反映し、関係する道の条例や計画についてもご指摘のとおり、複雑かつ多様化していることから、今後においては、これらの条例や計画を体系的に整理し、道民の方々に判りやすくお知らせするためのパンフレットを作成するなど周知方法を工夫するとともに、他県の条例や計画の制定状況等についても十分研究して参りたい。

## 二 おれおれ詐欺、架空請求詐欺事件の検挙・防止対策について

次に、おれおれ詐欺、架空請求詐欺事件の検挙・防止対策について伺います、

昨今、「おれおれ詐欺」や「架空請求詐欺」による被害が深刻化しており、全国の統計では、本年に入って被害額が100億円を突破している現状にあり。

おれおれ詐欺や架空請求詐欺による被害は増加の一途で、その犯行手口はますます巧妙化しており、おれおれ詐欺では、ニセ警察官や弁護士など第三者を電話口に登場させるという悪質な手口や、驚くのは母親になりすましたり、電話口の向こうに救急車のサイレンを流したり、声がばれないようにわざと泣きじゃくったり、あらかじめ家族構成を調べて実在の人物の名前を名乗るなどと

いった新たな手口も登場しており、注意していてもついついだまされてしまう  
巧妙な詐欺の手口が横行しております。

一方、架空請求でお金をだまし取る事件も増加しており、「未納料金支払い  
のお願い」、「有料番組サイト料金未納」などと記載したはがきを一方的に送  
りつけ、「最終通告」、「法的手段」などの文句で動揺を誘うなど、その犯行  
手口はますます巧妙化し、詐欺から恐喝事件に発展する悪質なケースも出てい  
ると聞いております。

警察庁のまとめによるとおれおれ詐欺の今年1月から8月の認知件数は約9,  
000件で、逮捕数はわずか645件にとどまっております。

この種の事件は、犯人の特定が難しく、なかなか逮捕に至らないのが現状とも  
聞いておりますが、いずれにしても事件の早期検挙と未然防止について道警察  
に寄せる期待と信頼は大きいものがあります。

そこで以下数点にわたって道内における犯罪情勢と道警察の取り組みについて  
伺います。

まず、はじめに、事件の認知・検挙状況について伺います。

道内における、「おれおれ詐欺」、「架空請求詐欺」事件の認知、検挙状況  
はどうなっているのか。昨年と比べてどのような傾向になっているのか。また、  
被害総額はどのようになっているのかお知らせ願います。

答 弁 者 芦刈 勝治 道警本部長

(事件の認知・検挙状況について)

道内における、いわゆる「オレオレ詐欺」、「架空請求詐欺」事件の認知・  
検挙状況についてであります。

オレオレ詐欺の昨年1年間の認知件数は、未遂41件を含め207件、検挙件数は  
1件、被害総額は約1億3,860万円であります。

本年10月末の認知件数は、未遂19件を含め227件で、前年同期に比べ47件、  
26パーセント増加し、検挙件数は26件、被害総額は約4億920万円であります。

次に、「架空請求詐欺」事件についてであります。統計をとり始めた本年1  
月以降で見ますと、10月末の認知件数は42件、検挙件数は12件、被害総額は約  
5,300万円あります。

犯罪の傾向についてであります。

オレオレ詐欺の傾向は、孫を名乗るものから、息子や夫その他の親族を名乗るものが増加するとともに、警察官や弁護士、金融機関関係者を名乗るなど、登場人物が複雑多様化の傾向にあり、その形態は、交通事故の示談名目のほか、消費者金融等への借金返済名目のものが増加するなど、その犯行手口は悪質・巧妙化しているところであります。

次に、手口について伺います。

おれおれ詐欺については、おれおれの域を超え様々な人物に成り、広島では「なりすまし詐欺」と呼ぶなど、ニセ警察官や弁護士、母親を装うなどその手口がますます悪質巧妙化しております、道内で発生した事件の中で特異手口の事例にはどのようなものがあるのか。

又、架空請求詐欺についても極めて巧妙な新たな事犯が出てきていると聞いているが併せて伺います。

答 弁 者 芦刈 勝治 道警本部長

(特異手口について)

特異な手口の事例といたしましては、無職男性が、息子と称する者からの電話により、借金返済名目で1,000万円を振り込んだ後、数日にわたり、再三電話をかけられ、都合5回にわたり、合計2,200万円を振り込んだ事件が発生しております。

また、主婦が、警察官、交通事故の被害者、病院関係者等を名乗る者数名から相次いで電話を受け、交通事故の示談名目で現金を振り込んだ事件が発生しております。

次に、架空請求詐欺の傾向につきましては、「借金返済・債権回収」や「有料サイト利用料金」名目のものが大多数を占めております。

特異な手口の事例といたしましては、男性作業員が、料金集金代行会社員と称する者からの電話により、出会い系サイト利用料金と延滞金の請求を受け、都合10回にわたり合計2,000万円を振り込んだ事件が発生しております。

次に、被害者の傾向について伺います。

この種の事案については、被害者のほとんどが女性であり、おれおれ詐欺については「被害者は高齢者」というイメージがあるが、警察庁のまとめでは、最近の主婦層が被害に遭う事例が多くなっていると聞いているが、道内ではどのような傾向になっているのか。

答 弁 者 芦刈 勝治 道警本部長

(被害者の傾向について)

次に、オレオレ詐欺の被害者の性別、年齢、職業についてであります。

本年10月末現在の被害者227人について見ますと、性別では、男性は27パーセント、女性は73パーセントとなっており、女性が男性を大きく上回っているところであります。

年齢別では、70歳以上が31パーセント、50歳代が23パーセント、40歳代が22パーセントとなっております。

職業別では、無職が75パーセント、自営業が6パーセント、会社員が5パーセントとなっており、無職の中でも主婦は82人であり、前年同期に比べ76人、約14倍に増えております。

最後に、検挙・防止対策について伺います。

今年も、残すところ後一月あまりであり、年の瀬を向かえ何かと慌ただしい日が続き、犯罪が頻発して参ります、検挙・防止の両面について道警察ではどのような取り組みを行っているのか。また、被害に遭わないための防衛策や関係機関との連携についても併せてお聞かせ願います。

答 弁 者 芦刈 勝治 道警本部長

(検挙・防止対策について)

次に、検挙及び関係機関との連携を含めた未然防止対策についてであります。

こうした状況に対処するため、本年7月、警察本部に「北海道警察身近な知能犯罪対策班」を設置し、犯行に使用されたすべての携帯電話や預貯金口座に係る情報を一元的に集約・分析することに加え、被害金引出場所における捜査などにより、被疑者の割り出しを図るとともに、預貯金口座、携帯電話、各種名簿類の不正売買を業とする、いわゆる口座屋、名簿屋などの犯罪を助長する行為に対しても取締りを強化し、検挙活動の推進を図っているところであります。

次に未然防止対策についてであります。オレオレ詐欺の被害者を対象としたアンケート調査を実施し、その結果を踏まえ、自治体や防犯協会等と連携して、ホームページ、電光掲示板、地域安全ニュース、ミニ広報紙等あらゆる媒体を活用しての広報啓発、自治会、老人クラブ等と連携して、被害に遭いやすい高齢者を対象にした寸劇の開催、被害防止のチラシや電話機に貼るシールの配付、さらに、実際に発生した事件の電話録音を聞いてもらうなどの情報提供を行っているほか、本人への確認、また、警察等に相談をすることなど、被害防止のための具体的な啓発を行っているところであります。

また、「金融機関防犯連絡会議」や、地域の安全確保のため締結した日本郵政公社北海道支社とのネットワーク等を通じ、金融機関等の窓口職員などに対し、高齢者等に対する声かけや家族等への確認についての指導、さらにATM機画面に被害防止に関する表示や周辺に被害防止のステッカー等の貼付を要請しているところであります。

さらに、この種事犯の振込指定口座が、もっぱら犯罪収益の受口座であることが判明した場合は、早期に金融機関に対し口座凍結等の措置に必要な情報を提供しているところであります。

今後とも被害防止のため、これらの活動をきめ細かく実施して参るところであります。